

「電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の各一部を改正する省令案」案に対して提出された意見及び総務省の考え方

[意見募集期間：平成21年9月12日（土）～平成21年10月13日（火）]

意見 番号	提出された意見等	総務省の考え方
1	<p>1) 3. 9世代移動通信システムに関する項目の追加について、本件項目の追加については次の理由により反対する。</p> <p>ア) I T Uの区分に対し、次世代へ移行するために特化した短期的なカテゴリを必要以上に取り上げる理由は乏しい</p> <p>イ) 携帯電話事業者に必要な応じ報告を求めれば済む</p> <p>ウ) 携帯電話事業者から提供を受ける電気通信事業者の多くは目的が達成できる環境であれば、そのインフラが3 Gなのか3. 5 Gなのか4 Gなのかは特段意識しておらず、これを無意味に問われることは無用な規制強化といえる</p> <p>エ) 役務変更の手続きが増える可能性があり、この観点からも規制強化と言える</p> <p>オ) ここ2年間で様式第4については頻繁に変更されており、あまりにも無計画すぎると言わざるを得ない。ここまでフレキシブルに様式変更されるのであれば、白紙にフリーワードで記述させたらどうか？総務省は事業者を軽視しすぎると強い不快感を感じる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>■ 3. 9世代移動通信システムの導入に関し、電波法に基づく特定基地局の開設に関する計画の認定を行ったこと等を踏まえ、当該システムの導入等に関する必要な規定の整備を行う必要があると考えます。</p> <p>また、当該システムを使用する電気通信役務の市場動向を把握し、今後の政策立案の参考とするためには、当該役務に係る契約数を把握することが必要であると考えます。</p>
2	<p>2) MVNOに関する項目の追加について</p> <p>本件項目の追加について</p> <p>ア) 総務省が定義する役務の区分やそれに伴う法律の適用範囲、手続きが非常に分かりにくい。そこへ加えMVNOについてはさらに漠然としており、これを正確に手続きを行うことに無理があると言わざるを得ない。</p> <p>イ) MVNO事業については、携帯電話事業者から特別な契約によって提供する形態と一般の法人向け契約を利用した形態が混在している。</p> <p>これを掌握すると言うことは、携帯電話事業者から一般の法人向け契約に対し特別な契約に変更を求められる事が容易に予想され、MVNO事業者の自由な事業参入に障害となる。</p> <p>ウ) MVNO事業者を把握する目的が明白となっていない中で、総務省の一時的な思惑だけで、事業者に負担を求めてまで情報を求めることに意味を感じない。</p>	<p>■ MVNOの参入状況を定期的に把握し、今後の政策立案の参考とするためには、MVNO事業者に係る契約数等を把握することが必要であると考えます。</p>

	【個人】	
3	<p>今回の改正案においては、MVNO 事業者数及び契約者数に係る報告が追加されていますが、MVNO の定義については、現状においても業界にて様々な見解が存在する上、今後も技術の進展等に伴い、さらに多様な事業形態が登場してくることが容易に想定されるところであり、MVNO 定義の明確化を図ることは極めて困難であると考えます。従って、弊社は MVNO の定義の明確化は課題の一つと認識しつつも、改正案に基づき報告の責務を果たしていきたいと考えます。</p> <p>なお、仮に報告すべき MVNO の定義・抽出基準等が詳細かつ厳格なものとなった場合、その基準に合致したデータ抽出のためにシステム改修等の対応が必要になるといった懸念もあるところです。従って、MVNO に係る報告については、将来的な事業形態の多様化等も考慮し、事業者にて柔軟な対応が可能となるような規定とすることが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクモバイル（株）】</p>	<p>■今後の制度運用の際の参考意見として承ります。</p>
4	<p>当社は、貴庁が、MVNO 参入促進政策を推進しているものと理解しており、当社といたしましてもかかる政策に賛同するものです。しかしながら、電気通信事業報告規則改正案における様式 3、11、12 及び 13 につきましては、当該政策目的が阻害される虞があると考えられます。仮想移動電気通信役務提供事業者の契約数の合計数については、報告事項に追加するべきではなく、少なくとも公表することは適切ではないと考えます。</p> <p>電気通信事業報告規則改正案における様式 3、11、12 及び 13 においては、仮想移動電気通信役務提供事業者の契約数の合計数が、報告事項に追加されております。MVNO 事業は、多くの場合 MNO と比較して限定した市場を対象としており、必ずしも契約数の大小により事業の成功を測るべきものではなく、契約数が公表されることは、一般公衆において、MVNO 事業（又は業界）が不成功に終わっている、又は品質が劣っている等の誤解を生じさせる可能性があると考えられます。かかる（誤った）消費者イメージは、MVNO 事業者の競争力に悪影響を与えるおそれがあります。例えば、MNO においては、同じ事業者のネットワーク内においては通話料の無料化や割引が行われています。かかるサービスは契約者数の大きいキャリアをより有利にするものです。消費者としては、MNO と MVNO との契約数の違いのみに着目させられ、MVNO が MNO との差別化を図って提供するその他のサービスの特徴や品質に着目することなく、MNO を選択する可能性があります。</p> <p>さらに、MNO の報告内容から、事実上、特定の MVNO 事業者の契約数を把握することが可能となるため、当該 MVNO 事業者の競争力に不当な影響を及ぼす虞があると考えられます。例えば、新</p>	<p>■MVNO の参入状況を定期的に把握し、今後の政策立案の参考とするためには、MVNO 事業者に係る契約数等を把握することが必要であると考えます。</p> <p>また、公表に関する御意見につきましては、今後公表を行う際の参考意見として承ります。</p>

	<p>間・雑誌等のメディアが各々異なる属性のユーザーを対象とする複数のMVNOの公表された契約数を比較し、それぞれのMVNOの事業計画や、対象とする市場の実態等を踏まえることなく、契約数の大きなMVNOが成功しており、契約数の小さなMVNOが失敗に終わっていると結論付けることも考えられます。メディアによって形成されることのある、かかるネガティブなイメージは、小規模のMVNOが、より規模の大きなMVNOやMNOと競争することを不当に困難にする可能性があると考えます。</p> <p>したがって、当社は、仮想移動電気通信役務提供事業者の契約数の合計数については、報告事項に追加すべきではなく、少なくとも公表することは適切ではないと考えるものです。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	
5	<p>既存第3世代移動通信システムにおける電気通信設備の概要や業務区域の変更と並行して、3.9世代移動通信システムにおける端末系伝送路設備を主とした電気通信設備の概要や業務区域の変更（拡大）・追加が頻繁に発生する事が予想されます。その際の電気通信事業登録変更申請・届出および認定電気通信事業変更申請・届出の手続きに関しまして、事務処理の運用が煩雑にならないようご配慮いただけます様お願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【イー・モバイル（株）】</p>	<p>■ 事業者に過度の負担を与えないように留意しつつ、電気通信事業法令の規定に基づき、適切に運用してまいります。</p>
6	<p>MVNO 事業者数および MVNO 事業者の契約者数が新たな報告対象となっていることについては、周波数の有効利用に対する取り組みと市場状況を広く周知する意味から、各社からの報告内容は、総務省殿にて取り纏め後公表することが大変有意義と考えますので、ご検討いただけます様お願い申し上げます。なお、公表にあたっては、事業者報告期限後1ヶ月内に公表するなど速やかに実施することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イー・モバイル（株）】</p>	<p>■ 今後公表を行う際の参考意見として承ります。</p>